

- ・ 国民の保護に関する基本指針（最終変更 平成 29 年 12 月）
<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/291219shishin.pdf>
- ・ 「大規模イベント等における化学災害・テロ対応医薬品の準備について」（令和元年 7 月 11 日付各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡）
- ・ 「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について」（令和元年 12 月 2 日医政医発 1202 第 1 号）
- ・ 「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について」（令和元年 12 月 2 日科発 1202 第 8 号）
- ・ N B C テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデルの一部改訂について（令和 3 年 4 月 19 日科発第 0419 号第 1 号等連名通知）
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/20210419-01.pdf>
- ・ 中毒情報データベースシステム（DVD-ROM・公益財団法人日本中毒情報センター・有料）
- ・ 国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー（H-CRISIS）：CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」
<https://www.niph.go.jp/h-crisis/medact>

第 4 生物テロに関する危機管理について

1. テロの未然防止

（1）病原性微生物等の管理

生物剤を利用したテロ事件発生を防止する観点から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）等に基づき、所管の機関の病原性微生物等の適切な管理を図られたい。

2. テロ発生に備えた事前準備

（1）感染症危機管理能力の評価

生物テロへの対応能力は、新興・再興感染症への対応能力に通じており、感染症危機管理能力との脆弱性を客観的に評価し、改善すべき点を抽出するとともに、適確に改善を実施することが肝要である。厚生労働科学研究³において、「新興・再興感染症対策と危機管理の脆弱性評価ガイダンス～地域の感染症危機管理能力強化のためのガイドブック第 1 版～」が作成されているので参考にされたい。

（2）感染症発生動向調査の励行と分析の強化

感染症の発生情報については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 458 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発 0308001 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）により正確な把握と分析をお願いし

³ 厚生労働科学研究費補助金新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「新興・再興感染症のリスク評価と危機管理能力の確保に関する研究」（研究代表者 齋藤智也 国立保健医療科学院健康危機管理研究部長）

ているところである。感染症発生動向調査の対象となる感染症には、エボラ出血熱等のウイルス性出血熱（一類）、ペスト（一類）、天然痘（痘そう）（一類）、炭疽（四類）、野兔病（四類）、ボツリヌス症（四類）等の生物テロによる感染被害が危惧されている感染症が含まれており、これらの感染症については、診断を行った医師から直ちに届出が行われることになるので、生物テロへの対応という観点からも、本動向調査の適切な実施をお願いしたい。なお、「定点把握感染症の注意報・警報システム」等も活用する等、地方感染症情報センターにおける本動向調査結果の解析・分析を強化し、異常な動向の早期把握に努められたい。

（３） 疑似症サーベイランスの実施

平成 31 年 4 月 1 日より、原因不明の重症感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、平成 31 年 2 月 14 日に改正された感染症法施行規則に基づき、疑似症サーベイランスが運用されている。疑似症定点医療機関において感染性疾患を疑う原因不明の重症疾患⁴を診断した場合は、直ちに届出を行うこと、また、疑似症定点以外の医療機関においても、届出基準に該当すると判断される患者については、定点に指定されている医療機関や管内の保健所に相談できるよう体制を構築すること。

なお、疑似症サーベイランスについては、国立感染症研究所より、「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第三版）」（最終改訂 2020 年 1 月 10 日）が発出されており、参考にされたい。

（４） 医薬品の備蓄

「国民の保護に関する基本指針」（最終変更 平成 29 年 12 月）に基づき、都道府県において、平素から生物テロを想定し、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めること。

なお、天然痘ワクチンについては、厚生労働省において備蓄を行っている。天然痘による生物テロ発生時には、「天然痘対応指針（第 5 版）」に基づき、その活用が検討される。

（６） 大規模イベント時のリスク評価と強化サーベイランス

開催時期が事前に決まった国際的な注目を集めるイベント等が開催される際には、輸入感染症のリスクとともに生物剤を用いたテロの蓋然性も上昇すると考えられることから、強化サーベイランス体制等の構築の準備が求められる。事前にリスク評価を行い、リスクの性質や大きさを考慮して計画的に行うことが重要である。「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価 ～自治体向けの手順書～」が作成されており、参考にされたい。

（７） 住民や医療関係者への情報の提供・周知

感染症発生動向等関連情報は、国立感染症研究所ウェブサイト、厚生労働省ウェブサイト「動物由来感染症を知っていますか」、厚生労働省検疫所ウェブサイト「海外渡航者のための感染症情報」等に掲載しているので参考とするとともに、住民・関係者への周知を図られたい。

3. テロの検知及び対処

（１） 異常な発生動向を認めた場合の対応

⁴ 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的所見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要で有り、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

明らかに異常な感染症の発生動向を認めた場合には、最寄りの保健所に届出を行うと同時に、国立感染症研究所感染症情報センターへ直ちに情報提供を行い、また、感染の原因等を究明し、迅速かつ適切な対策をとられたい。

(2) 異常な感染症が発生した場合の対応

救命救急センター、災害拠点病院等に対し、感染者（感染の疑われる者を含む）を診察した場合には、直ちに最寄りの保健所に届出を行うと同時に、国立感染症研究所に情報提供を行うよう要請しているところである。

各都道府県においても、異常な感染症が発生した場合には、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」を再点検するとともに「感染症指定医療機関の指定について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 457 号）」、「感染症の患者の移送の手引きについて（平成 16 年 3 月 31 日健感発第 0331001 号）」、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 30 年 12 月 27 日健感発 1227 第 1 号）」等を再確認の上、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図られたい。

(3) 病原体確認検査の強化

異常な感染症の発生に関連すると思われる病原体を地方衛生研究所等が検出し、又は検出が疑われる場合、国立感染症研究所に相談の上、同研究所に検体を送付し、確認を行われたい。

(4) 生物テロによる感染症に対する行政対応

一類感染症については、行政対応の指針が定められている。天然痘については、前述の「天然痘対応指針（第 5 版）」（平成 16 年 5 月 14 日）、ウイルス性出血熱については、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き 第二版」を各々参考にされたい。

また、生物テロへの対応に関する専門情報については、国立保健医療科学院健康危機管理ライブラリー(H-CRISIS)において、厚生労働科学研究の成果まとめた「バイオテロ対応ホームページ」が整備されているので参考にされたい。なお、当該ホームページの内容については、同ライブラリーの CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」からもアクセス可能である。

(5) 炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱方法等に関わる留意事項については、「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて（一部改正）（平成 28 年 5 月 24 日科発 0524 第 1 号等連名通知）」、炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に居合わせた住民等に対する情報提供、医療機関の確保、炭疽菌等の汚染に対する消毒方法及び化学剤への対応等については、「炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について（平成 13 年 11 月 16 日科発第 509 号等連名通知）」に整理してあるので、これを参考に適切に対応されたい。

(6) 感染症の適切な診断・治療

生物テロによる感染症の診療については、「天然痘対応指針（第 5 版）（平成 16 年 5 月 14 日）」、「ウイルス性出血熱診療の手引き 2017」、国立保健医療科学院健康危機管理ライブラリー(H-CRISIS):バイオテロ対応ホームページ等が利用可能である。

医療機関等に対し、こうしたリソースの周知を行うとともに、感染症指定医療機関等の感染症に対する専門的な知見を有する者との協力により感染症の適切な診断・治療の確保を図られたい。なお、国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センターでは、国内外の感染症危機管理について、その予防・迅速対応・適切な医療の提供・評価・共有を行うため

に、医療機関や行政・学校等からの相談への対応や情報・技術支援を行う「感染症対策支援サービス（IRS: Infectious Disease Response Service）」を行っており活用されたい。

関連文書等

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC000000114_20210213_503AC000000005
- ・ 新興・再興感染症対策と危機管理の脆弱性評価ガイダンス～地域の感染症危機管理能力強化のためのガイドブック第 1 版～
https://jglobal.jst.go.jp/detail?JGLOBAL_ID=201902210871145431
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 458 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000737636.pdf>
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発 0308001 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000739528.pdf>
- ・ 「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第三版）」（最終改訂 2020 年 1 月 10 日）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/gijisyo-gildeline-200110.pdf>
- ・ 「国民の保護に関する基本指針」（最終変更 平成 29 年 12 月）
<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/291219shishin.pdf>
- ・ 「感染症指定医療機関の指定について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 457 号）」
- ・ 「感染症の患者の移送の手引きについて（平成 16 年 3 月 31 日健感発第 0331001 号）」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/dl/20140815_01.pdf
- ・ 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 30 年 12 月 27 日健感発 1227 第 1 号）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf>
- ・ 「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き 第二版」（平成 29 年 6 月厚生労働省健康局結核感染症課）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>
- ・ 「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて（一部改正 平成 28 年 5 月 24 日科発 0524 第 1 号等連名通知）」
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/20160524-01.pdf>
- ・ 「炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について（平成 13 年 11 月 16 日科発第 509 号等連名通知）」
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/20011116-01.pdf>
- ・ 「「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価～自治体向けの手順書～」について（平成 29 年 10 月 5 日 事務連絡）」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/sanko10.pdf>
- ・ 国立感染症研究所ウェブサイト
<http://www.niid.go.jp/niid/index.html>

- ・ 厚生労働省ウェブサイト「動物由来感染症を知っていますか」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index.html
- ・ 厚生労働省検疫所ウェブサイト「海外渡航者のための感染症情報」
<https://www.forth.go.jp/>
- ・ 「天然痘対応指針（第5版）（平成16年5月14日）」
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/j-terr/2004/0514-1/dl/01.pdf>
- ・ 「ウイルス性出血熱診療の手引き2017」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000772042.pdf>
- ・ 国立保健医療科学院健康危機管理ライブラリー(H-CRISIS):バイオテロ対応ホームページ
<https://h-crisis.niph.go.jp/bt/>
- ・ 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センター感染症対策支援サービス
<http://dcc-irs.ncgm.go.jp/about/>

第5 爆発物や銃を用いたテロに関する危機管理について

1. テロの未然防止

(1) 爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理

爆発物の原料となる得る劇物等の適切な管理については、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（平成31年1月10日薬生総発0110第1号等連名通知）」に整理してあるので、これを参考に適切に対応されたい。

2. テロの発生に備えた事前準備

(1) 多数傷病者対応体制の確保

銃創、爆傷等における多数傷病者に対応する医療体制等については、厚生科学研究の成果⁵が公表されており、参考にされたい。

(2) 外傷治療についての研修

爆発物、銃器や刃物などによる創傷（爆傷、銃創、切創等）を受けた重症外傷に迅速かつ適切に対応するためには専門的な知識や技能を必要とすることから、平時より関係する医療従事者が適切な知識及び技能を習得するための機会を提供すること。なお、厚生労働省では、重症外傷の診療を担う医師、看護師の資質及び技能の向上を図ることを目的として、「外傷外科医養成研修事業」を毎年実施していることから、適宜活用されたい。

3. 事案の検知及び発生時の対処

(1) プレホスピタルケア、医療機関における対応

銃創、爆傷、熱傷等における医療機関における多数傷病者対応等については、前述の国立保

⁵ 平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての救急・災害医療体制の構築に関する研究」（研究代表者：横田 裕行（日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授））

健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS)の「MED-ACT」において、厚生労働科学研究において作成されたガイドライン等の研究成果を参考にされたい。

(2) 医療機関の安全確保について

医療機関は、ソフトターゲットとしてテロの対象となり得ることから、医療機関における安全確保、テロによる被害を受けた場合の業務継続は重要な課題である。厚生科学研究の成果³として「病院内発生テロ対策マニュアル」が作成されており、参考にされたい。

関連文書等

- ・ 「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（平成31年1月10日薬生総発0110第1号等連名通知）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000476084.pdf>
- ・ 厚生労働科学研究データベース「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての救急・災害医療体制の構築に関する研究」（研究代表者：横田 裕行（日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授））
- ・ 外傷外科医養成研修事業
- ・ 国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS): CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」
<https://www.niph.go.jp/h-crisis/medact>

第6 水道に関する危機管理の対応について

1. テロの未然防止及びテロ発生に備えた事前対処

(1) 水道施設の警備等

水道施設については、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、また、施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努めること。

また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。

(2) 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。

また、給水停止措置等の緊急対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

2. テロ発生時の対処

事件発生時には、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき迅速に対応するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第 1 号）」に基づき、ただちに厚生労働省宛報告するようにされたい。

関連文書等

- ・ 飲料水健康危機管理実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/inryo.html>

- ・ 「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第 1 号）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000046613.pdf>

第 7 食品等に関する危機管理の対応について

1. テロの未然防止及びテロ発生に備えた事前準備

(1) 食品防御の観点からの事前の対策

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態を保っているが、その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難とされている。

厚生労働省ホームページ：食品の安全確保推進研究事業（厚生労働科学研究）「食品防御対策」では、食品工場や物流施設における人為的な食品汚染防止のために、優先順位や費用対効果の高い対策をまとめており、平成 25 年度に改訂された『食品防御対策ガイドライン（食品製造工場向け）』も参考に、関係方面に周知されたい。

(2) 販売食品等に関する事前の対策

平成 30 年の食品衛生法改正により、営業者に記録の実施及び保存が義務付けられたが、義務づけの対象とならない食品等事業者に対しても、食中毒などの飲食に起因するものと疑われるテロが発生した場合に、原因と疑われる食品の追跡調査を迅速に行うことを可能とし、回収指示の徹底や出荷停止指示等の迅速化による被害拡大の未然防止を図るため、食品衛生法第 3 条第 2 項及び「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成 15 年 8 月食安発第 0829001 号）」に基づき、食品等事業者の適切な記録の作成、保存について指導すること。

2. テロの検知及び対処

事件発生時には、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について（平成 31 年 3 月 29 日生食発 0329 第 17 号）を参考とし、食中毒処理要領、食中毒調査マニュアル等に基づき迅速に対応をすること。なお、通常の食中毒とは明らかに異なると判断された事例に対しては、国、最寄りの保健所との連絡を密接に取りながら適切に対処されたい。

また、事件発生時には、(財)日本中毒情報センターの保有する中毒情報データベースシステムから治療等に関する必要な情報を得ることができるので、有効に活用すること。

関連文書等

- ・ 食品衛生法第 3 条
https://elaws.e-gov.jp/document?lawid=322AC000000233#Mp-At_3
- ・ 厚生労働省ホームページ：食品の安全確保推進研究事業（厚生労働科学研究）「食品防御対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkyu/index.html
- ・ 「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成 15 年 8 月 29 日食安発第 0829001 号）」
<https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/siryu/dl/siryu02o.pdf>
- ・ 「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について（平成 31 年 3 月 29 日生食発 0329 第 17 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000496802.pdf>
- ・ 日本中毒情報センター 医師向け中毒情報（オリジナルファイル）データベース
<https://www.j-poison-ic.jp/medical-2/db/>

第 8 サイバーテロに関する危機管理について

1. テロの未然防止

(1) 医療機関等における対応

医療機関等の診療録等の管理システム等を狙ったサイバー攻撃の発生を防止する観点から、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第 5.1 版）（令和 3 年 1 月 29 日付け医政発 0129 第 1 号）」に従い、所管の機関の医療情報システムの適切な管理を図られたい。

(2) 水道事業者等における対応

水道事業者等の水道施設の制御システム等を狙ったサイバー攻撃の発生を防止する観点から、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第 4 版）（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 2 号）」を参考に、情報セキュリティ対策の徹底を図られたい。

(3) その他の対応

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中には様々なサイバー攻撃のリスクが懸念されることから、インターネットを経由した外部からの不正アクセスを防止する観点から、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「安全なウェブサイトの運用管理に向けての 20 ヶ条 ～セキュリティ対策のチェックポイント～」(チェックリスト)、「セキュリティ対策セルフチェックシート」等を活用した点検の実施を検討されたい。

2. 事案の発生時の対処

(1) 医療機関等における対応

コンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受けた（疑い含む）場合や、サイバー攻撃により障害が発生し、個人情報の漏洩や医療提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案であると判断された場合には、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」(医政総発 1029 第 1 号 医政地発 1029 第 3 号 医政研発 1029 第 1 号 平成 30 年 10 月 29 日)に基づき、所管官庁への連絡等、必要な対応を行うほか、そのための体制を

整備すること。また上記に関わらず、医療情報システムに障害が発生した場合も、必要に応じて所管官庁への連絡を行うこと。

(2) 水道事業者等における対応

水道事業者等は、関係機関セプターカOUNシル、セプター、重要インフラ所管省庁及び内閣官房等と連携し、システムの不具合等に関する情報連絡、サイバー攻撃手法及び復旧手法に関する情報等の収集、情報セキュリティ関係機関との合意に基づく補完的な情報共有を行うこと。オリンピックやサミットなど自組織の所在する地域外において大きなイベントが開催される場合は、サイバー攻撃に対する備えが特に必要となるため、関係機関と連携し普段よりも高い警戒体制を構築し、インシデント発生又はその予兆を確認した場合は速やかに関係機関に共有すること。

関連文書等

- ・ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第 5.1 版）」（令和 3 年 1 月 29 日付け医政発 0129 第 1 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000730541.pdf>
- ・ 「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第 4 版）」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 2 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000731327.pdf>
- ・ 「安全なウェブサイトの運用管理に向けての 20 ケ条 ～セキュリティ対策のチェックポイント～」（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websitecheck.html>
- ・ 「セキュリティ対策セルフチェックシート」（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））
<https://www.ipa.go.jp/security/ciadr/checksheet.html>
- ・ 「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（医政総発 1029 第 1 号 医政地発 1029 第 3 号 医政研発 1029 第 1 号 平成 30 年 10 月 29 日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000646143.pdf>

以上